

「2023 年度利用分量割戻し」の公告

2024 年 6 月 25 日の通常総代会において、2023 年度利用分量割戻しについて議決されましたので、定款第80条第5項の規定に基づき次のとおり公告します。

記

1 割戻しの額

278,447,241 円（受入共済掛金の 22%相当額）

2 割戻しの対象組合員

2024 年3月 31 日現在、火災共済事業を利用しており、継続して 2024 年 6 月 25 日において組合員である方

3 割戻しの方法及び期間等

(1) 継続契約をする場合の割戻し

2024 年8月1日から 2025 年7月31日までの継続契約の際、掛金に充当して割戻します。

(2) 継続契約をしない場合の割戻し

2024 年6月 25 日から 2027 年3月 31 日までに、2023 年度中に契約した契約証(領収書)を提示し請求した方に割戻します。

以上

2024 年 6 月 25 日

横浜市民共済生活協同組合
理事長 松原 正之